

平成 28 年度 第 7 回教育問題審議会 会議録

日時：平成 28 年 10 月 4 日（火）

午後 3 時～午後 5 時

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○会長

本日は御多用の中、ご出席いただきまことにありがとうございます。ただいまから第 7 回泉南市教育問題審議会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況について、事務局よりお願いしたいと思います。

○教育部参与

本日は R 委員、S 委員から事前に欠席のご連絡をいただいております。また、N 委員が少しおくれたの参加になる旨、連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

ただいま、委員 20 名中 17 名の方の出席をいただいている状況でございます。

○会長

ただいま、参与から報告がありましたように、本日は既に出席委員が過半数を超えておりますので、審議会は適法に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、資料の確認について、事務局からお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

配付させていただきました資料の確認をお願いいたします。万一漏れがありましたら、ご指摘のほどよろしくお願いいたします。

まずは、事前資料といたしまして、資料 1、骨子案、それから資料 2、小中一貫教育基本方針例、これは広島県竹原市の例でございます。資料 3 教育を語る会議事次第案、資料 4 教育を語る会参加名簿、資料 5 教育問題審議会開催日程でございます。また、当日配付資料といたしまして、議事日程と教育を語る会参加名簿がございますが、こちらは後程参加可能日を記入していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長

当審議会は、原則公開となっております。本日の傍聴の申し込みにつきましては、どのようになっていますでしょうか。

○教育部参与

ただいまのところ、傍聴希望者はございません。

○会長

それでは、希望者なしということでございますので、議事に入らせていただきたいと思います。

本日配付の議事日程をご覧ください。

2として、議事事項が書いてございます。まず1番目の骨子案の提案及び審議に入りたいと思います。

8月3日の第5回審議会において、事務局から諮問いただきました諮問内容に対して、前回9月21日、委員の皆様からさまざまな意見をいただきました。大きく取りまとめますと、1点目、ハード面にかかわらず、答申後は小中一貫教育を市内一斉に進めていくことの確認と、そのためのスケジュールが必要ではないかというご意見でございました。2点目、教育振興基本計画にもありました、子どもが自分の言葉で意見を言うことができるよう教育するコミュニケーション力の育成について、小中一貫教育を考える中で教育振興基本計画との整合を図る必要性があるのではないかというご意見。3点目、小学校高学年からの教科担任制について、どういう割り方をするかというご意見も含めていただきました。4点目、学校づくりとまちづくりを一体化する教育内容の創造と教育環境の整備というご意見もいただきました。5点目、小中9年間でどんな子どもを育てるのかというしっかりとしたビジョンをもつことの必要性があるというご意見がございました。6点目、将来的に小学校1校となったときに小学校の校区が大きくなることを踏まえて、地域・家庭連携を強化するというコミュニティづくりの観点からもご意見をいただきました。7点目、小中一貫教育を進めるに当たり、教職員の負担軽減のための人的、予算的措置の必要性があるというご意見をいただきました。

これらのご意見を踏まえて骨子案を私のほうで作成し、事務局を通して事前に配付いただいております。何分、前回の会議から今回まで時間が少なく、直前の配付になってしまいましたので、今から全文、読み上げまして提案とさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。

教育問題審議会答申「泉南市教育振興基本計画の理念実現を図る新たな学校のあり方について」（仮称）（骨子案）本日の日付でございます。

1、諮問内容について、平成28年8月3日、本審議会は泉南市教育振興基本計画における計画の推進方策として示された「計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校のあり方検討」について諮問された。

泉南市教育振興基本計画は、平成28年7月、子どもをめぐる今日的課題に対応するため、本市教育の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにし、教育方針を定める際の指針となるものとして策定されたものであり、その中の「計画の推進方策」として「計画で示した教育理念の実現を図るため、その教育環境の整備として、学校規模の適正化を視野に入れた学校のあり方を検討すること」が示されている。なお、その際、検討するときの重要な視点として「小中一貫教育を視野に入れた小中連携」「学校、家庭、地域のつながりの力で子供の未来をひらく教育コミュニティの拠点としての学校の役割」の2点を示した上で「泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針及び泉南市公共施設等最適化推進基本計画」との整合性を図ることを条件としている。

2、経過、泉南市教育委員会では、平成 18 年 3 月の教育問題審議会答申を受けて、学校・園と地域、家庭が連携し、「学び愛」「支え愛」「育ち愛」の 3 つの愛で子供を育むことを基本理念とした「泉南市教育改革プラン」(サン愛プラン)を策定し、その計画のもとに教育の充実に取り組んできた。

しかし近年、グローバル化や少子化、高齢化など、社会全体が急速に変化する中、教育環境も大きく変化し、「子どもの貧困」に象徴されるように、格差の再生産、固定化の進行に伴い、経済的、社会的な事情にかかわらず能力を発揮する機会をひとしく享受できることが、改めて教育課題となっている。

これを受け、平成 27 年 10 月に泉南市教育大綱が策定されたところであり、教育委員会として、子どもをめぐる今日的課題に対応するため、本市教育の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにし、教育方針を定める際の指針となるものとして、平成 28 年 7 月泉南市教育振興基本計画を策定した。

泉南市教育振興基本計画では、「計画の推進方策」として「計画で示した教育理念の実現を図るため、その教育環境の整備として、学校規模の適正化を視野に入れた学校の在り方を検討すること」を示している。その際、検討するときの重要な視点として、小中一貫教育を視野に入れた小中連携、学校、家庭、地域のつながりの力で子どもの未来をひらく教育コミュニティの拠点としての学校の役割の 2 点を示した上で、泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針及び泉南市公共施設等最適化推進基本計画との整合性を図ることを条件としている。

本市では、昭和 40 年代から 50 年代の高度経済成長期に進められた住宅開発に伴って、小学校をはじめとする公共施設等の整備を積極的に進めてきた。現在、それらの多くは建設後 40 年以上が経過しており、大規模改修や建てかえ等に多額の費用が必要になると見込まれるが、市の財政状況は厳しい状況が続いており、現在保有する公共施設等をそのまま維持していくことは、本市にとって極めて重い負担となることがわかってきた。

そこで、将来を見据えた中で、世代を超えて市民に利用される公共施設等の望ましい形とは何か、その全体的な在り方についての方向性や考え方を示すために、平成 27 年 1 月、「泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針」が策定された。その方針を踏まえ平成 28 年 3 月には、持続可能な市民サービスを将来にわたって提供できるよう、公共施設等の最適化に関する基本的な考え方を総合的に示した「泉南市公共施設等最適化推進基本計画」が策定された。

泉南市公共施設等最適化推進基本計画では、計画期間 40 年間の数値目標を「公共施設の延床面積 40%縮減」と定めて計画を進めていくことが明記された。具体的には、小中学校については、最適化手法として「統廃合」「複合化」が示され、考え方として「耐用年数を経過する老朽化施設について、児童生徒数の推移に従い、計画的な再編統合を進めていく」「その過程で余剰教室が確保できるのであれば、集会所機能を補完するものとして積極的に活用していく」「またその際には、これからの学校及び学校を中心とする生活拠点のあり方についても

市民とともにあわせて検討し、施設の所在する生活拠点の再編を検討する」ことが示されている。

一方、本市では新たな教育理念の確立と教育課題の解決を実現するため、平成 16 年より教育問題審議会に諮問し、小学校の適正規模化に向け校区再編を進めてきた。平成 17 年、その審議にかかわって、特定地域に対する忌避意識に基づく反対意見が市民から発せられるという土地差別事象が連続的に生じた。このことの後の審議への影響は大きく、本来、校区再編にあたっては調整区廃止が原則であったが、結果として審議会答申では、課題を残しながら新たな調整区を設ける形の校区編成が定められた。本市人権政策推進本部では事象を踏まえ全庁的な人権啓発・人権教育の取り組みを推進するため、平成 23 年に「調整区解消に係る基本方針」「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン」を策定した。推進プランは、計画期間を平成 24 年度から 28 年度の 5 年間とし、その後、大規模校・小規模校是正に向けての市内各小学校の児童数の動向を見通した上で調整区を解消することが示されている。

3、泉南市教育振興基本計画の理念、「小中一貫教育」と「教育コミュニティの拠点としての学校の役割」の根拠、泉南市教育振興基本計画より抜粋。まず、ビジョンをはっきりさせるというようなところがございます。文部科学省委託研究「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（国立大学法人お茶の水女子大学）」（以下「きめ細かい調査」）によると、家庭の社会経済的背景が高い子どもの方が、各教科の平均正答率が高い傾向が見られると分析しています。

このように家庭の社会経済的背景と子どもの学力には強い相関関係があり、このことは本市においても例外ではありません。前述の学力面、生活面の本市の調査結果についての経年変化を見ると、小中学校とも市の平均値だけでは見えない学校ごとの特徴があり、そこには一つの要因では語れない、多様な社会経済的背景があると考えられます。また、平均値では正答率や肯定的な回答が高かった学校においても、二極化の傾向が懸念されており、社会経済的背景を踏まえた取り組みは全ての学校で必要とされる状況にあります。

「きめ細かい調査」では、家庭の社会経済的背景が低いからといって、必ずしも全ての子どもの学力が低いわけではないとして、家庭の社会経済的背景を越えて学校全体の学力を上げている学校の取り組みの共通の特徴として以下の 6 点をあげています。家庭学習の指導の充実、管理職のリーダーシップと同僚性の構築・実践的な教員研修の重視、小中連携の取り組みの推進、言語活動の充実等、各種調査の積極的な活用、基礎基本の定着と少人数指導、中でも、放課後を利用した補充的な学習サポート、習熟度別少人数指導、小中連携、家庭学習の課題の与え方に関する教職員の共通理解は、学校内の家庭の社会経済的背景による格差の改善に有効なものになっています。さらに、家庭の社会経済的背景の影響を取り除いても学力との関係が見られる保護者の意識として生活習慣に関する働きかけ、読書に関する働きかけ、学習に関する働きかけ、文化活動、芸術活動、自然活動に関する働きかけ、子どもとのコミュニケーション

の重要性とともに、学校の教育に関する意識、学校の活動への参加等の重要性が明らかになっています。

しかし今、本市の子供たちの家庭の社会経済的背景を見ると、働くこと、生活することに追われ、子供と保護者が向き合う時間がなかなかとれない家庭も少なくありません。そのような状況の中で「子供の変化に気づけない」保護者、「我が子に寂しい思いをさせているのではないか」という思いから「子供の背中を押せない」、「子供に物を買って与えることで何とか関係を築こうとする」保護者の姿も見られます。また、経済的に安定しているように見える家庭においても、祖父母等の支援を受けて何とか現状を維持しながら、将来への不安を抱きつつ生活しているなど、丁寧な実態把握をしないと統計的な数字にはあらわれない事例もあります。その他、精神的に不安定な状況にいる保護者、地域の中で孤立している保護者も見られ、結果として、家庭の社会経済的背景の厳しい保護者ほど、教育への意識や学校とのつながり、地域、社会とのつながりが希薄になっている現状があります。

このような中で今、本市において、不利な環境においても社会経済的背景による格差を改善し、学校全体、市全体の学力の向上を図り、全ての子供たちの進路を保障することが、大きな教育課題となっています。

調査の結果が示すように、課題克服のためには各学校がみずからの学校内の取り組みを充実させることはもちろん、小中連携をはじめとした保・幼・こ・小・中の連携のもと、一貫した保育教育システムの構築が今後大きな意味をもちます。

また、前述した家庭の社会経済的背景の厳しい保護者ほど、教育への意識や学校、地域、社会とのつながりが希薄になっている現状の中で、その教育力を高めるためにも、保護者を含めた地域住民が保育、教育に向き合うことで、自分自身が学び直しをしていく生涯学習の推進が求められます。そのことを通して、学校、家庭、地域が一体となったつながりを再構築し、学校、家庭、地域の教育力の向上を図ることが今後より一層、重要な意味をもつと考えます。

今後の方向性として、小中連携をはじめとした保・幼・こ・小・中の連携のもと、一貫した保育教育システムの構築、保護者を含めた地域住民が保育教育に向き合い、学び直しをしていく生涯学習の推進を通じた、学校、家庭、地域が一体となったつながりの再構築。

続いて、4、小中一貫教育のメリット、デメリットというところでございます。

平成26年12月22日に中央教育審議会が出した答申「子どもの発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」に、平成26年5月に文部科学省が小中一貫教育を実施している教育委員会、学校を対象にした調査結果から「小中一貫教育の取り組みに係る成果の状況」「小中一貫教育の取り組みに係る課題の状況」がまとめられている。

その中から小中一貫教育のメリットについてまとめると、「学習指導上の成果」として「学力調査の結果向上」「学習意欲の向上、学習習慣の定着」、「生徒

指導上の成果」として「いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を覚える生徒の減少）」、「自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成」が重要なポイントとして挙げられる。

とりわけアンケート項目にある「上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった」「下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった」という点については、本市の児童生徒、特に中学生の課題である自己肯定感の向上や、さまざまな意欲の向上につながることを期待される。

また「教職員に与えた効果」として「指導方法への改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上」「小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小」が上がっているが、これらについては、小学校と中学校がきめ細かい授業のあり方を学び合うこと、小学校と中学校の生徒指導のあり方の違いを意識することで児童生徒が感じる「段差」の緩和につながることを期待される。「学び合うこと」とすべきところが「学ぶ合うこと」になっております。ご訂正お願いします。

デメリットについては「児童生徒に与える影響に関する課題」として挙げられている「児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮」「小学校高学年におけるリーダー性や主体性の育成」が重要な課題である。これらを意識した取り組みの創造が求められる。

また「一貫教育の実施に伴う時間の確保等に関する課題」として「小・中学校間の打ち合わせ時間の確保」「小・中学校合同の研修時間の確保」「小・中学校の交流を図る際の移動時間・手段の確保」「教職員の負担の軽減、負担感・多忙感の解消、負担の不均衡」が挙げられているように、最大の課題は教職員への負担であると考えられる。課題解決のためには、「人事・予算面にかかわる課題」として挙げられている「小・中学校間のコーディネート機能の充実」「小・中学校の教職員人事の一体的な運用」の観点から、例えば小中一貫教育推進コーディネーターの配置などを通して、教職員の負担軽減をいかに図るかが重要になると考える。

5、検討の視点として、①小中一貫教育を視野に入れた小中連携、②学校、家庭、地域のつながりの力で子供の未来をひらく教育コミュニティの拠点としての学校の役割、③泉南市公共施設等最適化推進基本計画（平成28年3月）との整合性、④調整区の解消、⑤今後40年間の将来を見通した学校のあり方。

6、検討の条件として、5つ挙げております。

①小中一貫教育を実行できる教育環境、②地域コミュニティを基盤にした教育コミュニティの創造、③調整区の解消、④学校規模、⑤通学距離・通学時間。

ここから前回皆さんにいただいた意見を反映し、1つの新たな学校の在り方についてという形でまとめているものでございます。

（1）方針、泉南市の子どもたちの生きる力と確かな学力を育成するため、全ての小学校と中学校を小中一貫校とする。小中一貫校を円滑に推進するため、今後40年間を目途に、現在の中学校区を教育コミュニティづくりの基盤とし、原則として各中学校区につき中学校1校、小学校1校とすることを目指す。そ

の際、児童生徒数の推移、建物の耐用年数を踏まえ段階的に実施することとし、中学校区の状況によっては、施設一体型も視野に入れる。ただし、児童生徒数の動向や社会状況等に応じて、必要な見直しを行うものとする。

(2) 実施にあたって、25 学級以上の大規模の小学校はつくらない。今後 40 年の間で中学校区のいずれか 1 つの学校の建物の耐用年数が来た時点で、小学校の学校規模が 24 学級以下になる場合に、通学時間・通学距離に配慮の上、実施する。中学校区の小学校が 1 つになる場合、その小学校は全て新校とし、地域住民が大切にしてきた歴史的経緯の上に立って、教育環境の充実を第一義として行い、小中一貫教育の推進、教育コミュニティの拠点としての学校の役割を踏まえ、新校舎を建築する。児童生徒数はもちろん、教育内容・方法に適應するため、学校における学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実を図る。地域への学校開放を前提としたコミュニティスペースなど、地域人材との日常的な連携を実現する環境を整備する。新校舎建築後は、長期間の使用に耐えられるよう、計画的に大規模改修を実施する。24 学級以下になるまでは、原則として、学校及び調整区、特認校をはじめとする学校に係る教育システムは全て現状のままとし、建物については、耐用年数が来た場合は改築等に対応する。通学距離が著しく長くなる地域に関しては、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性の確保を必要条件とする。

(3) 方針実現に向けて、本答申に基づき、「泉南市小中一貫教育基本方針」(仮称)を策定した上で、市全体で小中一貫教育を推進する組織を立ち上げ、5 年後(平成 34 年度)のスタートをめざし、全ての中学校区で一斉に小中一貫教育を推進する準備を始める。また、中学校区ごとにも推進組織を立ち上げ、具体的な教育課程を検討する。

小中一貫校には、施設一体型・隣接型、中学校 1 校と小学校 1 校の組み合わせ(1 対 1)の施設分離型、中学校 1 校と複数小学校の組み合わせ(1 対多)の施設分離型の 3 つの類型がある。当面は、中学校 1 校と複数小学校の組み合わせ(1 対多)の施設分離型になるところが多いが、その形のまま小中一貫教育を展開する。小中一貫教育を推進する際は、児童生徒の実態に根差した「めざす子ども像・20 歳像(どんな子どもに育てたいのか・20 歳になったときどんな大人をめざすのか)」、そのための「つけたい力(どんな力をつけたいのか)」を市全体及び各中学校区で明らかにし、「誰のための、何のための小中一貫教育か」を考えの軸にした教育を推進する。

カリキュラムについては 6-3 制以外の制度も視野に入れ、「次の学習指導要領改訂を見すえた外国語」、「自分の思いや考えを相手に伝えるように表現するコミュニケーション能力を高める教育」、現在全中学校区で推進している「何のために学ぶのか、将来自分はどのように生きたいのかを見据えるキャリア教育」などをはじめとした、各中学校区の児童生徒の実態を踏まえた特色ある小中一貫教育の取り組みを検討する。小中一貫教育を推進するに当たっては、小学校高学年から教科担任制を導入するなどして、小学校と中学校の授業のあり方、生徒指導のあり方等、児童生徒が感じる「段差」を認識し、その緩和を図る。

小中一貫教育を推進するに当たっては、「児童生徒に与える影響に関する課題」として挙げられている「児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮」「小学校高学年におけるリーダー性や主体性の育成」等にかかわって、常に問題意識をもって取り組みに臨む。教職員の負担の軽減、負担感・多忙感の解消に向けて、小・中学校間のコーディネート機能の充実のための小中一貫教育推進コーディネーターの配置、キャリア教育コーディネーターをはじめとした外部講師の派遣等の人的配置を図る。小学校の校区が広がることから、小中一貫教育がめざすものを共通理解していくためにも、より一層の保護者、地域住民の参画の拡充・深化を図る必要がある。さらに「学校、家庭、地域のつながりの力で子どもの未来をひらく教育コミュニティの拠点としての学校の役割」の視点から、学校づくりとまちづくりを一体的に行う教育内容の創造と教育環境の整備を図る。

以上、骨子案と、必要と思われる資料をつけておりますので、ご参照ください。

再度 7 ページをご覧ください。8 行目にありますように本答申に基づき、泉南市小中一貫教育基本方針（仮称）を策定した上で、その方針のもとで各中学校区にて取り組んでいただきます。その小中一貫教育基本方針（仮称）の参考例として、資料 2 をご覧ください。竹原市小中一貫基本方針でございまして、割と目的、範囲、方法、手順、実施内容、推進協議会というふうに、余りがちに縛るのではなく、大きな方針としてこのようなものではどうかというイメージをもっていただければと思います。各中学校区がいろいろ議論した上で、こんなことを中心に取り組んでいこうとか、こんな取り組みしようというように創造性が発揮できるよう基本方針のイメージとして、この資料 2 をお示しております。

以上、私から提案をさせていただきます。ご意見、ご質問がございましたら、出していただけたらありがたいと思います。議事録の関係で、発言の際は挙手をしていただき、私が指名いたしますので、その後発言をよろしくお願いいたします。

T 委員、どうぞ。

○T 委員

4 点、質問があります。

まず、6 ページの（2）実施にあたっての 2 つめの丸、今後 40 年の間で、中学校区のいずれか 1 つの学校の建物の耐用年数がきた時点で小学校の学校規模が 24 学級以下になる場合に、通学時間、通学距離に配慮の上実施するということなのですが、この各学校の耐用年数について教えていただきたい。

2 点目、この読み方ですが、耐用年数がきた時点で、かつ 24 学級以下になる場合と読むのか、それとも耐用年数がきた時点、または小学校学校規模 24 学級以下になる場合と読んだらいいのかということです。

3 点目に 7 ページの（3）なんですが、方針実現に向けて、本答申に基づいて基本方針から 5 年後のスタートを目指しているとあるのですが、なぜこれぐ

らいかかるのかということです。もっと早期に1年後、2年後というように短くすることができないのでしょうか。

4点目、8ページの1つ目の丸のところですが、教職員の負担軽減、多忙感解消に向けて一貫教育の推進コーディネーターの配置とキャリア教育コーディネーターの人的配置を図るということですが、事前準備という意味であれば、小中一貫教育導入前から、そういうコーディネーターをつけたほうがいいと思うのですが、人的配置についてどんな考え方をお持ちなのか教えていただきたいと思います。

質問は4点です。

○会長

ありがとうございます。まず、各学校の耐用年数については、前回資料を出していただいたと思うんですが。

参与、どうぞ。

○教育部参与

会長が今日ご用意していただいている資料の一番後にも各学校の耐用年数について、一覧表があるかと思います。

○T委員

この表のどこを見れば耐用年数というのがわかるんでしょうか。

○教育部参与

耐用年数は、一般的に60年とされております。

○会長

耐用年数については、表をご確認いただくということでよろしいでしょうか。

2番目のご質問で、小中一貫校とするのは今後40年の間に中学校区のいずれか1つの学校の建物の耐用年数がきた時点と24学級以下になった時について、「かつ」なのか、「または」なのかというところですが、これについては、耐用年数がきた時点「かつ」学校規模24学級以下になる場合というつもりで書いております。

3点目ですが、7ページの(3)の最初の丸の部分ですが、5年後のスタートをめざすということなんですが、この5年はどうなのかというところですね。もう少し早くできないんだろうかというご意見でございます。東京の三鷹市の西三鷹学園の例でいいますと、市長の公約のもとで小中一貫教育が始まって1年後に施設分離型で小中一貫教育をスタートしようとしたところ、やはり1年では住民の理解も、保護者の理解も十分得ることができず、小中一貫教育についての取り組みに関する説明、またそれぞれの学校での準備やカリキュラムをどうマネジメントしていくのかというような準備に3年かかったという例がございます。5年後にスタートしていくというぐらいの余裕をもって周知し、また学校側も準備していただくのがいいのではないかという考えで設定しておりますが、T委員のご意見もございますので、これについて皆さまのご意見を伺えたらと思います。ことしの5月に校長先生を対象に、私のほうで小中一貫教育について研修をさせていただきました。また、先生方を対象に3回シリーズ

で勉強会が今年始まったということでございます。まだ先生方の中には小中一貫教育のイメージを掴みにくい方もいらっしゃると思います。

この審議会に出されていますのは最新の資料であり、また、国の考え方なども盛り込んでおりますので、我々は小中一貫教育については大分イメージが膨らんできたわけですが、現場の教職員については、まだ勉強会などが始まったばかりという状況でございます。ここの年数ということについてはどうでしょうか。委員の皆様のご意見をいただけたらと思います。

C委員どうぞ。

〇C委員

今、長がおっしゃった7ページの(3)のところの小中一貫教育基本方針(仮称)の策定を含めた中での議論なのですが、5年後の平成34年のスタートをめざして準備をするということだと思えるのですが、なぜ5年後をめざしているのかとか、ここでは何をしようとしているのかというのを、事務局から説明していただかないとわからない部分もあるのかなと思います。準備期間として5年とし、その期間で小中一貫教育の統一化ということをめざしているんだと思うんですが、その辺をもうちょっとかみ砕いて説明していただければありがたいと思います。

〇会長

ここの部分については、事務局でどういうイメージをもっているかというの説明は可能でしょうか。これは私の案なんです。

人権教育課長。

〇人権教育課長

本協議会で答申をいただいて、その後に小中一貫教育の基本方針を来年度以降で現場の先生方とともにつくっていくことになるかと思います。ここに書かれているカリキュラム等ができて、実際に小中一貫教育を進めていく時期が5年後ということかと思っております。そうすると、準備を進める方法としては、今校長先生がおっしゃったのでいけるのかなという気がしているんですが、教育委員会としましては、先生方の理解が重要ですし、ここにある教職員の負担感、多忙感というのはかなり大きくなるものだと考えております。まして施設分離型の中でやらなくてはいけないということになりますと、学校間の移動なども含め、現場の先生方に負担もかかると思うので、丁寧に論議し、共通理解をもってやっていかないとはいけないと考えております。あとは施設の問題もございしますが、5年ぐらいかかるのではないかと私どもも考えております。

〇会長

D委員。

〇D委員

学習指導要領が、小学校、中学校順次変わっていく時期もありますので、その時期も見据えて設定されたのかなと理解しております。それと、9カ年を見通した教育体制をどうつくっていくかというところは、多少時間はかかるのかなと思います。その上で人事の交流や研修により、まず教職員の考え方がある

程度そろえていきながら、徐々に移行していくということが必要ではないかと思っています。

○会長

改訂されようとしている学習指導要領が示されたときに、策定された小中一貫教育の基本方針に基づいてカリキュラムをどう一貫してつくっていくかということになると、やはりそれぐらいの時間がかかるのではないかというご発言だったと思いますが。いかがでしょうか。

小中一貫教育の推進は、5年後のスタートをめざすということで、実際の他の取り組み事例、それから学習指導要領の改訂のスケジュール、あるいはもう少し具体的に、5年後までにどんなことをするのかということを想定して、本当に5年必要なのかどうかというT委員の提起に対して答えられるように、根拠を検討させていただきたいと思います。今のところは、これぐらいはかかるだろうというぐらいの余裕を持たせた設定でございますので、もう少しイメージをもっていききたいと思います。それでよろしいでしょうか。

4点目のコーディネーターの配置というところですが、5年後ということではなく、もう少し前倒しで配置できないのかというご意見ですが、これについては私ではお答えできませんので、事務局いかがでしょうか。可能なのかどうかということも含めてどうでしょうか。

人権教育課長。

○人権教育課長

ここにありますキャリア教育コーディネーターをはじめとした外部講師というのは、今も既に委託ということで各中学校区に派遣しておりますので、こちらはすぐにでも、継続できるということになると思うんですが、小中一貫教育推進コーディネーターというのは、人件費がかかってくることでございます。

加配職員で対応できるのかも含めて検討をしていかなければいけないので、今すぐに対応可能であるということはお答えできかねますので、もう少し検討させていただきたいと思います。

○会長

はい、わかりました。今のような答えでT委員よろしいですか。T委員の思いとしては、5年後にスタートというふうになるのであれば、できるだけ前倒しで支援をしていただきたいという学校からの要望というふうに受けとめたいと思います。

そのほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

W委員、どうぞ。

○W委員

私の子どもは東小学校に通っております。特認校という、普通の学校とはちょっと趣向が違う学校なのですが、少人数制というメリット、デメリットもあると思うのですが、その中でいろんなところから通われている方がいらっしゃいます。小中一貫校になった場合には、信達中学校区になるんですが、各中学校区にある小学校が24学級以下になった場合に、この東小学校特認校制度も

全てなくして1つになってしまうのかと思うんですが、どうなのでしょう。

○会長

私たちが検討しているのは、大きな枠組みですので、もし信達中校区がそのような状況になったとしたら、中学校1校、小学校1校というふうな形が望ましいという考え方を審議しています。W委員としては、そういう小規模の学校のよさというものを残すべきというご意見でしょうか。

○W委員

小学校、中学校1校にすると規模が大きくなりますよね。小学校に上がってきた時点で、そういう大きなところになかなか適応できない子というのも、案外学校にはいるというのも事実ですし、年々、そういうご家庭もふえてきているような感じもするんですね。こういう大きな方針を決めていく中で、少人数の学校で教育をするですという需要もあるんじゃないかと思います。

○会長

今私たちは、大きな方針というものを議論していますが、W委員からそういう個に応じた教育の大切さということが指摘されたと思います。私が出向きました府中学園というところは、小1、中1で施設一体型の学校なんですが、保健室も1つですが、真ん中に壁を設けて、小学校の保健室、中学校の保健室というふうに分けて、小学校の保健室は、子どもたちの椅子の座る高さであるとか、子どもたちが入りやすい雰囲気を作っていました。一方、中学校の方は、どちらかというと、けがをした時などに行くというよりも精神的な相談というものがふえてくるということで、相談コーナーを設けていました。大きく1つにするけれども、そういう細やかな配慮を行っている事例もございます。

例えば、今日も読み上げました学校として少人数指導も効果があるということが細やかな調査の中で明らかにされていますので、例えば大きな集団の中に入りにくい子どもに対する少人数のきめ細かな指導ということも、学校が1つになったからといって、できないということはないと思います。ただ、今W委員がおっしゃった、東小学校の小規模がゆえのメリットもあるというところも尊重すべきというご意見としていただきたいと思います。

B委員が今の議論に関連して。

○B委員

東小学校は、地域の子どもの数が少なくなって学級が維持できないということで、全市からいい学校にして集めようということで、特認校となった経過があります。小さい部落がたくさん寄っているところですので、公共的な地域コミュニティも大事なので、学校を残そうというのが地域の運動でございました。問題は、今Wさんがおっしゃったように、特認校制度をこの教育問題審議会でなくすのかということです。東小学校には今いろんなところから来られているわけです。だから、信達中学へ全部の児童が行くわけじゃないわけですね。だから、特認校をなくしてしまうと、自分の地域の小学校に行かなきゃいけないということになります。この教育問題審議会の中で特認校をなくすのか、存続させるのかというのは、はっきりしておかないといけないと思いますね。

○会長

教育部参与。

○教育部参与

本日、会長にお作りいただいている資料の7ページの丸2つ目のところを読み上げますと、小学校が24学級以下になるまでは原則として学校及び調整区、特認校をはじめとする学校にかかる教育システムは全て現状のままとし、建物については耐用年数がきた場合は、改築等に対応するという記述がございます。東小学校につきましては、信達中学校区になりますが、信達小学校は児童数が市内で最も多く、砂川小学校と東小学校、3つの小学校が1つの小学校となるための条件である24学級以下になるには、かなりの時間がかかるかと思います。そのようなご理解でいただければいいのかなと思います。

○会長

B委員からご指摘のあった特認制度についてのご意見ですが、特認校を残すか残さないかというよりも、結局、枠組みとしての議論ですので、24学級以下になれば各中学校区に小学校1校、中学校1校にするという原則を今審議していただいているということです。あとの特認校を残すか残さないかというのは、この審議会で、どういう形でいったらいいでしょうか。

N委員、どうぞ。

○N委員

区長会の代表として言わしていただきますと、各小学校につきましては、皆歴史のある小学校ですので、一方的にこの審議会で、地域にコミュニティをつくって、だから地域の協力を得てとか言ってますが、こんなこと区長会でも話が出たこともないですし、おそらく小中一貫校にして、小学校1校、中学校1校という話をすると、すごい反対が出てくると思うんです。その辺をもう少し細やかに、各地域で説明はされているのか。そうしないと、小学校をなくさないでおこうということで特認校つくったのに、この方針でいったらなくしてしまうということに向いてますよね。参与さんの回答は、何や訳わからなかったけども、私はなくすというふうにとれましたからね。だから、もう少し地元に対しての説明がいます。小学校全部100年以上の歴史がある小学校ばかりですからね。なぜそういうことを言うかといったら、鳴滝第一小学校と鳴滝第二小学校を1つに統合したんです。その時も、すごく反発があったんです。もし、1中学校1小学校にするとすると、もっと反発があると思います。だから、その辺をもう少し教育委員会として、地元に対して説明をきめ細かくしていただくと、反発があると思います。

○会長

今、N委員からのご指摘のあった部分については、後ほど提案させていただくんですが、教育を語る会という形で保護者、地域の方々のご意見を聞かせていただきたいと考えています。また、実際に中学校1校、小学校1校にする、あるいは施設一体型に移行するということになってきましたら、より丁寧な説明をしてご理解を得るというのが大事になってくるかと思います。

U委員、どうぞ。

○U委員

今のN委員の発言につけ足しというふうな形になると思うんですが、新家小学校は以前から新家東小学校と統合するのではないのかという話が、出ていました。そういう中で地域の方の話を聞くと、新家から新家東が分かれたような形になったので、統合するなら新家小学校になるのかなという話が出ています。また、親子3代にわたって新家小学校に通っているということで、非常に新家小学校に対して愛着を持っているという地域の方が、大勢おられます。

先日も雨の中、青パトの講習会を開催したところ、地域の方がたくさん参加していただいたということで、新家小学校に、生活の一部のような形でかかわってくださるという方が、大勢おられます。そういう地域の方が、例えば1小1中という形になったと聞くと、新家小学校がなくなるんじゃないかとか、どこかに吸収されるんじゃないかとか、というように、まず学校がなくなってしまうという喪失感という形で、一体どうなるんやと不安を抱くということがあられると思います。そのようなことを考慮すると、教育を語る会で小中一貫教育の必要性、どのような子どもを育てたいかということや、ソフト面などについて丁寧に説明をしていくことは必要だと思います。ただ、具体的にどうするかということになった場合、今はなかなかその場で説明ということもできないという状況なのかなと思っています。しかし、方向として、例えば実施に当たっての3つ目のところに、1つになる場合は、全て新校として新校舎を建築するということが明示されていますので、それをこれから示せるということがあれば、将来的に新しい学校施設で子どもたちが充実した教育を受けることができるというのは、大きな説明の材料になってくるのかなと感じています。

○会長

ご意見ありがとうございます。

当審議会は、大きな方針ということでご意見をいただくという場でございますが、実際にそれぞれの学校の事情や特色を聞かせていただいて、より丁寧な説明、丁寧な基本方針の設計ということが必要になってくると感じました。個々のケースについては、一度ご意見としていただくということで、次に進みたいんですが、よろしいでしょうか。

I委員、お願いします。

○I委員

いろいろ審議してきた中で、小中一貫教育のみならず、4ページの下、括弧の中にもありますように、保・幼・こ・小・中連携のもと一貫した保育・教育システムの構築という文言もあるわけです。最後のほうは、小中一貫教育のハウトゥーという方向に流れて、この前の前段の一貫した保育・教育システムの構築については、例えば保育園、幼稚園と小学校とはどういうつながりをもっていくのかというところが、今見えていないと思うんです。5年後に向けて、1年目はこういう行動で皆さんに知ってもらい、2年目はこうするというようなタイムスケジュールで、小中一貫だけではなく、保育・教育システムの構築

もその中に含めて、当然、この小中一貫だけでもなしに、この幼稚園とこの辺のところも一緒に含めて皆さんに理解してもらうため説明すべきではないかと思います。

○会長

貴重なご意見ありがとうございます。T委員から出ました5年は、どういう根拠なのか、また前倒しも可能ではないかというふうなところから、I委員から、その5年間のタイムスケジュールであるとか、小中一貫についてのメリット、デメリットということについては書かれています。保・幼・こ・小・中における保育、教育システムの構築イメージが弱いのではないかという貴重なご指摘をいただきました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

C委員、どうぞ。

○C委員

今回は参加できないと思いますので、意見を言いつきたいと思います。今回は、諮問を受け、最終的に審議会として答申ということになります。今回会長から出された骨子案の6ページに新たな学校のあり方についての2つの方針の最初の文書については明確に全ての小学校、中学校を小中一貫校とすると記載されています。その下には、今後40年間で、各中学校区については中学校1校、小学校1校とすることをめざすということも明確に書かれています。ここを今後答申化していく中でどのように文章化するのかというのは非常に大事なかなと思います。もう一つは、その後の実施に当たってというところで、25学級以上の大規模小学校はつくらないということを明確に述べられてますし、7ページの上段には24学級以下になるまでは原則として現状のままとし、耐用年数がきた場合は、改築等に対応すると書かれています。先ほどの東小学校も含め考えると、添付資料の20ページにも記載がありますが、例えば信達中学校は、30年後までは25学級以下にはならないということなんで、30年間は、耐用年数がきた段階で改築等に対応するということになってくるのかなと読み取れると思います。ただ、今回議論をしてるこの審議会で、40年後を見据えた泉南市の小学校、中学校のあり方をどうするかという、非常に大事な議論になっていると思いますので、40年先を見据えた小学校のあり方、中学校区のあり方というものを議論しておく必要があるのかなと思います。40年後には私自身生きてるかどうかわかりませんが、それぐらい大事な議論をしてるということなんで、小学校を1校、中学校を1校とする基本原則をしっかりと答申の中に盛り込むのかどうかという議論はじっくりとする必要があるのかなと思います。

それと、今回の答申を盛り込んでいく中で、例えば人口動態について、資料の10ページにある、国立社会保障人口・問題研究所が示している数字でいくのか、あるいは「泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」でいくのかということも、審議会としてはっきりさせる必要があるのかなと思います。例えば国立社会保障問題研究所の数字では、2020年の段階では25学級以下のところは

泉南中学校だけの予測になっていますし、その下の泉南市の人口ビジョンでいくと、泉南中学校と信達中学校については2055年まで、25学級以下にならないという予測になっています。どちらの児童数、学級数を参考にこの審議会として答申を図っていくのかということもはっきりさせていく必要があるのかと思います。

○会長

貴重なご意見ありがとうございます。今、C委員から、方針の1のこの2つの項目についての、私の案について評価をいただきながら、ここをどのように答申に文章化するか、落とし込んでいくかということの重要性についてご指摘をいただきました。続いて、10ページの学級数の推計についてどちらに依拠して答申をするのかということですが、今までの議論でいきますと、「泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に依拠しつつ、それぞれ状況を見ていこうという、そのスタンスで書いていくというふうな形で議論してきているかと思うんですが、このことについても、より明確に、どういうスタンスなのかということも答申をつくる上で意識しておくべきということを心に銘じたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○委員、どうぞ。

○○委員

私もT委員の言われたように5年後に、一斉にスタートということでもいいのかなと思っています。というのは、前回も言いましたが、地域、中学校区によって、余りにも規模が違うんです。一貫のカリキュラムをつくるということもどのようなものになるのかわからないんですが、カリキュラムを作っても、中学校区によって状況が違いすぎて、一斉にできないんじゃないかと思います。今ある中学校区を基本にするのであれば、現場の先生にどのような小中一貫教育ができるのかということをもっと丁寧に聞いていただいてカリキュラムづくりの中で考えていっていただきたいと思います。やはり現場としてできること、それとどうしたいか、なぜ小中一貫教育にしていくのかというあたりの狙いを共有した上でカリキュラムをつくって、各中学校区に合った小中一貫校の形をつくっていく必要があるんじゃないかと思います。そう考えたときに、5年後一斉のスタートではなく、今からでもできるがあると思います。そのためにコーディネーター等を早期に配置していただきながら少しずつできることからスタートしていくというのもできるのではないかと思います。

キャリア教育のコーディネーターは配置されているというお話でした。キャリア教育について、中学校区によって就学前が入ったり入ってなかったりいろいろな形態で行っています。保・幼・こ・小・中の連携ということであれば、小中一貫教育について考えていくときは就学前との連携もしないといけないと思います。本当に小中一貫教育推進コーディネーターというのを早く配置して実施できるように具体的な計画を立てていく必要があるんじゃないかと思いました。5年後は、ここにいる何人が実際にかかわれるのかなって思うんです。

方針だけ出して、実際は後に続く人をお願いしますということになるのであれば、早期に少しずつでも進めるほうがいいんじゃないかと思いました。

○会長

貴重なご意見ありがとうございます。5年後にスタートという言い方をしているわけですが、そうではなく、できることからどんどんやっつけよう、という貴重なご意見をいただきました。各中学校区の特色を生かして小中一貫教育とまではいかなくても、小中連携、保・幼・こ・小・中の連携ということを進めていくというご意見をいただきました。就学前の部分につきましては、高知県の梶原学園に行きましたときには、小中は施設一体型になったことによって連携はどんどん進むけれども、保育所・幼稚園とどう手を結んでいくかというのは、一番の今の課題ですとおっしゃっていました。だから、せっかく泉南市の基本方針につながる議論の場ですので、そういう就学前も含めた連携をどう進めるかというところも重点化していきたいと思います。

それから、スタート時期をどうするかはわかりませんが、できることをどんどん積み上げていくというご指摘についても、ぜひ反映させていきたいと考えております。

ほか、いかがでしょうか。

P委員、どうぞ。

○P委員

ちょっと細かな点もあるんで、メモを作ってきたんですが、お配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

○会長

どうぞ。

○P委員

まだ骨子案ということでしたので、細かな点も含めて書かせていただいています。また答申にする段階でご参考にしていただけたらと思います。今、議論に出た中で気になる点が幾つかありましたので、確認をさせていただきたいんですが、1枚目の右のほうの考え方、質問という中の真ん中に、確認と書いてるんですが、この答申の骨子案を見る中で、最終24学級以下になった時点で小中の一貫校にしていきますよということがあるんですが、例えば3校、今小学校があるときに、それぞれのクラス数が減ってきて、各校9クラスずつとなったときに、途中の段階で2つをくっつけたりするという経過を経るのか、最終3つが対象であれば、3校のクラス数の合計が24学級以下になるまでそのまま放っておくのかということです。その下にも書かせてもらっていますが、上限は25学級以上の大規模の小学校はつくらないということなんですが、下限について、先ほど東小学校の話、それから一丘中学校区のU先生の議論もありましたが、小さな学校はそのまま置いておくのか、先ほどW委員の中でも小さい学校の特色もあるということだったんですが、逆にデメリットもあると思うので、そのあたりについてどうするのか。諮問書の中には文科省の方針でいくと、12学級以上24学級以下ぐらいが適切かと書かれていたんですが、現時点でも12

学級以下の小学校が東小学校以外でも幾つかあるので、そのあたりの考え方がどうなのかというところが1つ大きく気になっているところでございます。

2つ目が、1枚目の真ん中の修正案と書いているんですが、先ほどT先生からご指摘のあった耐用年数がきた時点で小学校の学校規模が24学級以下になる場合に実施するということでしたが、その実施するというのは、1中、1小に移行することかと思うんですが、以前から小中一貫校というのは、もう1中多小学校ということで実施されているのかなというのがあります。24学級以下になったときには、1小1中になるという話と5年後に1小、1中ではないところがほとんどである状態で、小中一貫校をスタートするという話のごっちゃになっているところがあるのかなというのがあります。時期は今議論になってますが、基本的には5年後をめどに小中一貫校、多分当面は、1中多小学校でスタートするというのが今回出されようとしている方針なのかなと思いますので、そのあたりの確認をしたいというところでございます。

あと、細かなところになるんですけども、気になっているのがあります。2枚目の一番下で、全体構成についてということで書かせていただいたのは、この答申の扱いがわからないところがありまして、前半、諮問文の抜粋のような形で記載されているんですが、この答申はあくまで市の教育委員会に対して審議会として意見を出すということかと思えます。例えば、骨子案の2ページの中で、この間の経緯として諮問書の抜粋をされてるところなんですが、主語が「本市では」とかですね、「審議会に諮問し」とか、「市」が主語になってるところがあったりするので、ちょっと前半部分の扱いがこの審議会での議論なのか、何なのかというのがわかりにくいなと思いました。そのあたりは、あえて答申の中に入れるのか、参考資料でつけるというような扱いでもいいのかというところが気になりました。

今のお話に合わせまして、一番最初の審議会の際に副会長がおっしゃったかと思うんですが、この答申を受けて、3月に教育委員会として成案をつくるとおっしゃったんですが、その成案と、今、答申の中にある小中一貫教育基本方針というのは、また別のものなのか、そのあたりの関係がちょっとわかりにくいと思いますので、その辺が明らかになったほうがいいのかというところでございます。

あとの細かなところは、またご参考にしていただけたらというところでございます。以上です。

○会長

貴重なご意見ありがとうございます。私の出しました骨子案について、非常に丁寧に見ていただいております。一つ一つについて即答することができないんですが、具体的な修正案をいただきありがとうございます。全体構成について提案がありましたので、ここだけちょっと触れたいんですが、諮問書を参考としてつければ諮問文の抜粋のような部分は不要ではないかというのは、おっしゃるとおりだと思います。諮問書、実際の文章というのが時間の関係もございまして、とにかくビジョンをはっきりさせないといけないというようなこと

ろもありまして、いろいろと抜粋した形での骨子案になっておりますので、もうちょっと格調高く、諮問文を繰り返すのではなくて、諮問は諮問書でつけたらいいというご意見を承りました。

それから、むしろ審議会として本市に小中一貫校を導入するという判断した理由を明確にすべきということにつきましても、おっしゃるとおりです。メリット、デメリットについて、前回事務局で説明があった部分を記載しております。泉南市としてどうなのかということですが、これは今までの議論でも、泉南市の子どもたちの気になるところ、課題は何か、家庭の気になることは何かというような議論も積み重ねてきておりますので、これについては次回、一般論としてのメリット、デメリットではなく書けると思います。

それから最後に、当面、1中多小の組み合わせでスタートすることから、それでも小中一貫校としてやるべきということがあるのではないかという部分です。これについてもぜひ書いていきたいと思います。大阪市の例でございますが、大阪市内に隣接した中学校と小学校があって、小中の連携がものすごく進んだいい取り組みが生まれた学校があったんですが、小学校も中学校も職員が入れかわり、私そんなめんどくさいことしたくないという職員がばたばたと増えてきたときに、一気に小中連携が止まってしまって、小中の連携が消滅してしまった例があります。今、泉南市がお考えで、しかも私のほうで提案させていただいたような全ての中学校区で小中一貫校としていく中でも各中学校区ごとに温度差はあると思います。隣接してて連携のしやすい学校もありますし、また、位置的に離れてるという学校もあるかと思いますが、それぞれの校区で特色を生かして、保・幼・こ・小・中が一緒に、その地域で育っていくという環境をつくるということです。そのためには、すべての先生がそういうことを意識することが重要で、例えば転勤で教員が入れかわったとしても、せっかく積み上げてきたことが、「そんなん私したくない」というようなレベルで、いい例が消滅してしまうことのないようにしていきたいと思っています。小中一貫校として全市を挙げて取り組むんだということは、今日の骨子の説明をさせていただいた大きな方針と相まって、ぜひ書き込んでいきたいと思います。

P委員からご提案いただいた個々の部分については、ちょっとお時間をいただいて検討させていただきたいと思います。P委員からの提案について、私が答えたという感じになってますが。

Q委員、どうぞ。

○Q委員

P委員の骨子案見せていただいて、非常に感心して見ております。ただ、その中で少し私自身気になるところがあるので、私の感想を述べさせていただきたいと思っています。

1枚目の星印のところなんですが、新築、改築等の手法については、行政内部での議論に委ねるべきではとか、その下の星の、行政における施設管理の実務的な話なので、大きな方針を示す答申から外してもよいのではという、P委員の案なんですが、確かに行政側からすれば、このようなことは、自

分自身も教育行政の中におりましたので、十分理解はできるんですが、先ほどのいろんな案の中で、東小学校のような小さな学校にも、いいところがある。また、100年の歴史がある学校がいっぱいある中で、例えば、3つの学校を1つにすることについて、どうやって説明するのかということです。実は私自身、幼稚園の統廃合の中で、いろんな地域を回って説明をさせていただいた経緯がありまして、地域、地元の学校・園を思う気持ちというのはすごい強いんですね。だけど、我々は、この場では、大きな今後の泉南市の教育のあり方を考えて、小中一貫教育をめざそうとする中で、そのすばらしさを説明しなければいけません。一方、小中一貫教育を進めるためには、歴史がある、伝統ある小学校がなくなるなど、いろんな痛みがあるということも、説明しないといけない。そういうことを説明していくには、私自身は新しい施設という部分は、これは大きな方針の中に、決して入らないものではないという認識を持っています。すばらしい教育内容とともにすばらしい施設、これはやっぱり大きな方針を、また痛みを伴うようなことをやるには、必須ではないのかと、私は感じています。

○会長

ありがとうございます。

B委員、どうぞ。

○B委員

P委員が、大変気になる発言をされました。副市長ですのでその影響力というのは大きいから、私は気をつけていただきたいと思います。教育問題については、今も小規模がどうかという話で、東小学校の話が出ました。以前の教育問題審議会でも私は力説したんですが、教育学者、あるいは先生は、小規模校のデメリットばかり言うんですね。例えば、競争力がつかないとか、友達が固定化するとか、いじめが発生するという話をされます。しかし、その方々は、実際の現場を知らない方々かと思います。私も長い間、東小学校を見てまいりました。私の子どもも孫も、東小学校にお世話になりました。その中で感じたのは、メリットのほうが大きいんですね。よその大規模校からいじめで逃げてこられた方、あるいは、よそでは不登校になってきた方、そういった方が、東小学校へこられたら、全部続くんですね。また、東小学校の子どもたちが信達中学校へ進学した後の追跡調査も、かなりさせていただきました。大きい学校に混じったからといって、何にも引けをとった子どもは、誰もおりません。特に、調査した当時は、東小学校を卒業した子は、落ちこぼれの子が1人もいないという報告を受けてます。小さいからだめだという理論は、Pさんには改めておいてほしいし、なにも国の指導にそれだけ従う必要はないと思います。長距離通学から言えば、例えば小学校1年の子どもの体力的な限界いうのを考えると、私は小さい小学校がだめだという理論は、委員には考え直していただきたいと思います。

○P委員

B委員から、私が小さい学校がだめだと言ってるということなんですが、決

してそういうことを申し上げているわけではございません。今回の答申の中で上限は各中学校における小学校のクラス数が24学級以下になったらということですが、下限についてはどういう考え方でいくのか、その整理がいのではないかという問題提起です。その上で、やはり小さい学校でも必要だという結論もありますし、やはり小さいとデメリットが多いという結論もあるかと思います。その議論をした上で、上限、下限両方とも必要であれば答申に盛り込んでいくことが必要でないかと考えています。その意図は、先ほど申し上げたように小学校が3校ある場合に、3校、2校、1校と段階的に1校にしていくのか、3校から1校にいくのか、1校にいたる途中経過をどうするのかというのは結構大きな話かなとは思っておりまして、そのあたりについても一定議論した上で、審議会としてはやはりこうすべきだということところが何かいのではないかという問題提起と捉えていただきたいと思います。そして、

それから、Q先生のお話につきましては、どうしても行政的な立場で書いてしまっている部分はあるんですが、1つ気になっておりましたのは、新築でなければ1中1小にすべきではないというのを審議会の答申として出すような、断定的な書きぶりになっているので、そのあたりについては、仮に新築にならなかったとしても、改築等で設備を整えることによって補足することで対応するというものも考える必要があるかと思います。新築が4つできれば素晴らしいことなんですが、市のほうが財政的にそれについていけるかというのは、多分、その時々事情があるかと思いますので、審議会として小中一貫校にするのであれば、新築が絶対条件ですよということなのかということです。前回の議論で先行事例を見ましたが、新築であるような施設ができれば素晴らしいとは思いますが、もしそれができないような状況だったらどうすべきかということも、審議会としては出しておく必要があるんじゃないかという意味で、ここに書かせていただきました。そういったところも、やはり加味する必要があるのではないかなというところでございます。

○会長

N委員。

○N委員

今の副市長の言葉に反論するんじゃないんですが、鳴滝第一小学校と鳴滝第二小学校と統合したときに、すばらしい泉南市のモデル校にしますという条件で統廃合をのんだんです。しかし、文書にも何もうたってないから、全て約束を破られました。跡地の利用なんかもいろいろ検討したんですが、もう4年なるんですかね、何にも実行されてません。だから、今P委員もおっしゃいましたが、文章をきちんと載せてもらいませんと、信用できないですよ。鳴滝小学校の時は全て任せたところ、いやちょっと今財政苦しいですということです。そういう経験をしてるから、そういうことをきちんと文章にしてもらわんと、やっぱり地域で反発が出てきますよ。

○会長

貴重なご意見ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○委員、どうぞ。

○○委員

すいません。今のお話を聞かせていただいて思ったことなんですが、地域の理解を得るのもすごく難しいところがあるということでした。教育委員会が審議会を開いて方針を決めて進めていくわけですが、行政の方の理解というのはどんなふうにされていくのかと思いました。お金がなければいいものはできないんです。幼稚園も、新築と大規模改修という2つのパターンで9園が2園になりましたが、大規模改修されたあおぞら幼稚園は、すごくいい幼稚園だと思うんですが、これがくすのき幼稚園と同じように、何十年後もいけるかを考えると、全部きれいになってないところがたくさんある。全部を改修できるだけのお金がなかったから、できるところまではしていただきましたが、今でも修繕要望をいっぱい出さないといけないところがたくさんあるんです。ということは、いい施設を提供しようと思ったら、お金をかけていただかないといけない。ということはやっぱり行政が、その小中一貫校ということに対して理解をしてくれて、未来ある子どもたちの教育に係るところにどれだけ予算をつけてくれるかということがすごく大きいと思うので、行政の理解と、一緒に進めていくということについても、考えていっていただきたいなと思いました。

○会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それではですね、私が説明させていただきました骨子案について、さまざまご意見をいただきましてありがとうございます。次回までに、今日出していた意見をどれだけ反映できるかわかりませんが、文章の加筆修正、入れかえ、そして見出し等の整理も含めて、私のほうで素案としてのたたき台をつくってまいりますので、ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案の2番目、教育を語る会についてに、移っていきたいと思います。前回、事務局から提示されましたスケジュールに従いますと、11月16日の水曜日に西信達中学校区、17日木曜日、一丘中学校区、21日月曜日、泉南中校区、22日火曜日、信達中校区ということで、各中学校区の保護者、地域住民対象に、本審議会主催で意見を聞く会として、教育を語る会を行います。時間は、夜7時から9時、場所はそれぞれの中学校の体育館で行います。委員の皆様の参加につきましては、それぞれの中学校区に分かれて参加いただけたらと考えております。

内容につきましては、資料3として、「教育を語る会 議事次第」を見ていただけますでしょうか。私か副会長、どちらかが会の開会をさせていただいて、趣旨説明、小中一貫校の先進事例の紹介を教育委員会事務局で行っていただいた後、質疑応答、閉会ということで、会長または副会長がお示しさせていただきたいと考えております。司会進行については、私または副会長のどちらかで行っていく形を考えております。そこで、それぞれの中学校区で頂戴した意見

を、皆様方に報告をして、答申案に生かしていけたらというふうに考えております。詳細は、次回もう一度詳しく提案いたしますけれども、現時点でご意見、ご質問がございましたら、出していただけたらありがたいと思います。教育を語る会についていかがでしょうか。特にございませんでしょうか。こういうような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、続きまして、最後の議案、その他になっておりますが、事務局のほうで何かありましたらご提案をお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

本日配付しました、教育を語る会の参加名簿があるかと思います。先ほどもありましたように、委員の皆様には各中学校区に分かれて参加していただけたらと思いますので、もし可能でございましたら、本日配付の教育を語る会の参加名簿の審議委員の欄に参加可能な中学校区の会にお名前を記入していただいて、本日帰りに受付におります職員にお渡し願えたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料5の教育問題審議会の開催日程がございますが、こちらのほうは前回誤りが多数ありましたので、訂正したものとなっておりますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

次回、第8回教育問題審議会の日程でございます。11月1日火曜日、午後3時から、本日と同じこの会場で行いたいと思います。主な案件につきましては、先ほど会長からありましたとおりに、皆様から、ただいま頂戴しました意見を取り入れた素案の検討と、教育を語る会の詳細について、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

第7回の審議会として予定しておりました議案事項、一通り終了いたしました。

N委員、どうぞ。

○N委員

以前、鳴滝小学校区だけかも知れないんですが、地域・教育コミュニティ協議会か何かというのがあったんです。これうちの小学校区だけでしたんかな。年に3回ぐらい、各PTAさんと地域の各種団体が寄って、いろいろ小学校のことで話し合いをしてたんですが、それは教育委員会が取り組んでいるんじゃない、鳴滝小学校が取り組んでたということですか。

○会長

人権教育課長。

○人権教育課長

小学校の施設について話し合っていたものですかね。

○会長

次長兼指導課長、どうぞ。

○次長兼指導課長

同じような名称のもので、地域・教育協議会というのは、各中学校区単位で行っておりまして、名称を変えつつも現在も続けているんですが、小学校区単位というのは、教育委員会が設定させたものではないので、今、N委員がおっしゃったのがどういうものかというのは存じ上げておりません。場合によっては小学校単位で区長、地域の方、PTAの方にお声かけいただいて、話し合いをする機会というのがあるのかもしれませんが。学校協議会という、少し名称が違うものかもしれません。申しわけございませんが、今、委員おっしゃったのがどれに当たるかというのはわかりかねます。また、地域の方のご意見もいただく機会があれば聞いていただいて、審議会の場合とか、教育を語る会の場合で、ご披露いただきたらと思います。よろしくお願いします。

○会長

それではですね、本日も貴重なご意見たくさんいただきましてありがとうございます。

第7回の審議会については、これで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

— 閉会 —